

岡崎市監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和7年11月25日

岡崎市監査委員	高 橋 重 長
同	石 川 真 司
同	磯 部 亮 次
同	加 藤 嘉 哉

措置の通知書 (こども部 保育課)

令和7年8月6日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第16号関係分

令和7年9月29日まで

監査結果	措置状況
<p>契約事務について、2者以上の者からの見積書の徴取等が必要であると思料される物品購入を分割して、契約しようとする者のみの見積書により随意契約を行っているものがあったため、契約規則に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>なお、所管課である保育課において、周知、指導及び確認を徹底されたい。</p>	<p>令和7年10月14日に全園に対し、各園での物品直接購入・支払い事務についての連絡文を再度送付し、以下の内容を周知・指導した。</p> <p>同一商品を複数個購入することで5万円を超える場合の対応として、</p> <ul style="list-style-type: none">・2者以上から見積書を徴取する・購入したい品を市内業者で扱っていない場合は、準市内業者、市外業者からも見積書を徴取する・その上で、一番安価な業者から購入する・日にちを分けて分割発注することは不可